

新潟県消費生活審議会の 委員公募のお知らせ



令和8年7月10日

募集期間 令和8年7月10日（金）～8月18日（火）

【公募の趣旨】

「新潟県消費生活審議会」は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者問題に関する事項につき、知事の諮問に応じ調査審議し、また必要な事項を建議する知事の附属機関です。

この新潟県消費生活審議会の審議に、県民の皆さんの意見をより多く反映させるため、委員を公募します。

【委員の概要】

1 公募人数

3名以内（公募以外の委員も含めた委員総数は17名（令和8年6月現在）です）

2 審議（協議）事項

- （1）県の消費者行政の方向等に対する意見聴取
- （2）県が商品等の規格、表示等の基準を定めるときや、これを変更又は廃止するときの意見聴取

3 任期

令和8年10月1日～令和10年9月30日（2年間）

4 開催回数

年1回程度（1回の審議時間は2時間程度です）

5 報酬など

審議会に出席した場合は、県が定める報酬額（令和8年度：1日7,900円）と往復の交通費（実費）をお支払いします。



【応募要領】

1 応募資格

次の(1)及び(2)のいずれの要件にも該当する方

- (1) 県内に在住する18歳以上(令和8年10月1日現在)の方
- (2) 消費者問題について、幅広い見識と関心を持ち、年1回程度平日に開催される「新潟県消費生活審議会」に出席できる方
ただし、国会議員、新潟県議会議員及び常勤の新潟県職員は応募できません。

2 応募方法

(1) 提出書類	<p>ア 応募申込書 様式は県 HP からダウンロードもできます。(「新潟県消費生活審議会の委員公募」で検索、または右記の二次元コードからご確認いただけます)</p> <p>イ 800字程度のレポート(様式自由) 【テーマ】消費者被害を防ぐために効果的と考えること</p> <p>※ア、イとも作成はパソコン使用・手書きどちらでも可です。 ※提出された書類は返却しません。</p> <p style="text-align: right;"><small>新潟県ホームページ</small> </p>
(2) 提出方法	<p>次のいずれかの方法により提出ください。</p> <p>① 電子申請 右記の二次元コードか下記 URL から新潟県電子申請システムにアクセスしてください。 https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=33265</p> <p>② 持参または郵送 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 新潟県総務部県民生活課 消費とくらしの安全推進班 (県庁行政庁舎 13 階) ※持参の場合の受付時間: 土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p style="text-align: right;"><small>新潟県電子申請システム</small> </p>
(3) 受付期間	<p>令和8年7月10日(金)～8月18日(火)午後5時15分 必着 (電子申請の場合も同じ)</p>

3 選考方法

応募申込書、レポート及び面接により選考します。応募者が多数の場合は、応募申込書及びレポートにより第1次選考を行うことがあります。

選考に要する費用(郵送料、面接に要する旅費や日当)は支給しません。

【面接日】 令和8年8月27日(木)

※面接の詳細については8月21日までに当課よりご連絡します。
(連絡がない場合はお問合わせください)

4 選考結果の通知

令和8年9月中旬に、郵送により応募者本人あて通知します。

【問い合わせ先】

総務部 県民生活課 消費とくらしの安全推進班

電話 025-280-5135(直通) e-mail: ngt010230@pref.niigata.lg.jp